

平成 30 年 12 月 14 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(T E L 03-6841-0809)

青森テレビによる誤報に関する訂正報道はいまだにありません。

当社は、『株式会社青森テレビ』に対し、平成 30 年 11 月 6 日付で、放送法第 9 条に基づき、報道についての調査を行い、平成 30 年 11 月末までに真実ではない放送をした放送設備と同等の設備放送により、本件放送と同等の視聴者が想定される日時、頻度、期間及び手段により訂正放送を行うように要請をいたしました。

しかしながら、今日に至るまで、『訂正報道』は、確認できておりません。

加えて、同月同日付で、『株式会社青森テレビ顧問弁護士』に対して、『青森テレビ番組審議会』において、本件について報告、諮問されたか否かについても、公開を求めました。しかしながら、平成 30 年 12 月 14 日現在、青森テレビWEBサイト上でも、平成 30 年 11 月 27 日に予定されていた番組審議会の審議内容は確認できておりません。

さて、平成 30 年 11 月 30 日付通知によれば、『株式会社青森テレビ』は、平成 31 年 1 月に開催を予定している『青森テレビ番組審議会』において、本件について、取り上げる予定であるとのことでした。

しかしながら、放送法第 9 条には、「放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から三箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が事実でないかどうかを調査して、その事実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。」と規定されており、遅滞なく、調査を行わなければなりません。また、放送法第 6 条によれば、

「放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べるができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
 - 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - 一 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
 - 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第四項の規定により講じた措置の内容
- と規定されています。

世間一般的に、「遅滞なく」とは、「正当な理由がない限りは遅れることを許さない」という意であります。『株式会社青森テレビ』は、当社の『株式会社青森テレビ監査役』に対する録音データ提出から、65日、『株式会社青森テレビ顧問弁護士』に対する資料提供から38日を超えていまだに、調査の結果の公表、訂正報道を行っていません。

これは、とても「正当な事由」があるとはいえず、極めて異常なことであり、法令に反していると当社は考えております。

平成30年10月31日付の『株式会社青森テレビ代理人からの回答書』において、「一方的な期限を切つての要望には添いかねる」との通知がありましたが、当社が最初に申し入れをしてから116日を経過してなお、『株式会社青森テレビ取締役会』、『青森テレビ番組審議会』での進捗を何ら当社に報告がなく、『株式会社青森テレビ』の対応はあまりに無責任であると考えております。本来は臨時で番組審議会を開く、複数回開く等の対応を行うべきだと考えます。また、『株式会社青森テレビ』が今回、長時間かけ、『調査』と称して行っている事柄は、本来取材として、『報道前』に当然に行うべきことであります。

ところで、『株式会社青森テレビ』代理人から、「平成31年1月に開催を予定しているという『青森テレビ番組審議会』に対して報告する内容について、確認したい」という申し入れがありましたので、いくつかの項目についてについて通知致しました。

当社は、『株式会社青森テレビ』が、訂正報道を行うにあたり、その放送日時及びその方法を当社へ事前連絡することを求めています。

株主様をはじめとしたステークホルダーの皆様へは事前に放送日の日時を当社リリースによってご報告申し上げます。

訂正報道が行われた際には、『株式会社青森テレビ』を視聴できない地域の皆様には、当社ホームページにて青森テレビの訂正報道の動画を配信することを考えております。

以上、『当社のステークホルダーの皆様』に取り急ぎご報告申し上げます。

以上

ご参考：過去のリリースタイトル

平成 30 年 11 月 6 日：株式会社青森テレビに対する訂正報道要求
に関する経過報告について

平成 30 年 10 月 16 日：株式会社青森テレビに対する訂正報道の請求並びに
放送法遵守の通知に関するお知らせ

平成 30 年 9 月 20 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告その 2)

平成 30 年 9 月 4 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告)

平成 30 年 8 月 21 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて

平成 30 年 8 月 14 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場について

平成 30 年 8 月 13 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場における事前告知及び
期間中の料金案内について

平成 30 年 8 月 13 日：ねぶた祭り期間中における
青森市安方第 5 駐車場利用者集計について

平成 30 年 8 月 10 日：ねぶた祭り期間中における
駐車場料金に関する報道について(一部修正)